

富士山火山防災対策協議会作業部会設置要綱改正（案） 新旧対照表

旧	新
富士山火山防災対策協議会作業部会設置要綱	富士山火山防災対策協議会作業部会設置要綱
<p>第 1 条 （略）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第 2 条 作業部会は、次に掲げる事項について検討する。</p> <p>(1) 新たな知見を踏まえた富士山ハザードマップの改訂に関する事項</p> <p>(2) 噴火警戒レベル 2 の運用に関する事項</p> <p><u>(3) 追加</u></p> <p>(3) その他富士山火山防災対策を推進するために必要と認める事項</p> <p>第 3 条から第 7 条まで</p> <p>（略）</p> <p>附 則 この要綱は、平成 28 年 1 月 7 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 29 年 1 月 6 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和元年 7 月 17 日から施行する。</p>	<p>第 1 条 （略）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第 2 条 作業部会は、次に掲げる事項について検討する。</p> <p>(1) 新たな知見を踏まえた富士山ハザードマップの改訂に関する事項</p> <p>(2) 噴火警戒レベル 2 の運用に関する事項</p> <p><u>(3) 富士山火山広域避難計画の改訂に関する事項</u></p> <p><u>(4)</u> その他富士山火山防災対策を推進するために必要と認める事項</p> <p>第 3 条から第 7 条まで</p> <p>（略）</p> <p>附 則 この要綱は、平成 28 年 1 月 7 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 29 年 1 月 6 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和元年 7 月 17 日から施行する。</p> <p><u>附 則 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>

備考：改正箇所は下線が引かれた部分である。

旧

【別表】

富士山火山防災対策協議会作業部会名簿

1. 委員

所 属	役 職	氏 名
富士山科学研究所	名誉顧問	荒牧 重雄
砂防・地すべり技術センター	研究顧問	池谷 浩
富士山科学研究所	所長	藤井 敏嗣
日本大学	教授	鶴川 元雄
静岡大学	教授	小山 真人
神奈川県温泉地学研究所	所長	加藤 照之

2. 機 関

機関名	
内閣府政策統括官（防災担当）	
国土交通省中部地方整備局	河川部
国土交通省中部地方整備局	富士砂防事務所
気象庁	地震火山部 <u>火山課</u>
山梨県	防災危機管理課（※）
	富士山科学研究所

新

【別表】

富士山火山防災対策協議会作業部会名簿

1. 委員

所 属	役 職	氏 名
富士山科学研究所	名誉顧問	荒牧 重雄
砂防・地すべり技術センター	研究顧問	池谷 浩
富士山科学研究所	所長	藤井 敏嗣
日本大学	教授	鶴川 元雄
静岡大学	教授	小山 真人
神奈川県温泉地学研究所	所長	加藤 照之

2. 機 関

機関名	
内閣府政策統括官（防災担当）	
国土交通省中部地方整備局	河川部
国土交通省中部地方整備局	富士砂防事務所
気象庁	地震火山部 <u>火山監視課火山監視・警報センター</u>
山梨県	防災危機管理課 <u>火山防災対策室</u> （※）
	富士山科学研究所

旧		新	
静岡県	危機情報課（※）	静岡県	危機情報課（※）
	東部地域局		東部地域局
	富士山世界遺産センター		富士山世界遺産センター
神奈川県	災害対策課（※）	神奈川県	災害対策課（※）
※各県防災部局担当課		※各県防災部局担当課	
<p>3. オブザーバー</p> <p>東京管区气象台、山梨県県土整備部砂防課、静岡県交通基盤部河川砂防局砂防課、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課、神奈川県温泉地学研究所、峡南地域県民センター、富士・東部地域県民センター、富士吉田市、都留市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町、小山町</p>		<p>3. オブザーバー</p> <p>東京管区气象台、山梨県県土整備部砂防課、静岡県交通基盤部河川砂防局砂防課、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課、神奈川県温泉地学研究所、峡南地域県民センター、富士・東部地域県民センター、富士吉田市、都留市、<u>大月市、上野原市</u>、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、<u>静岡市</u>、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町、<u>清水町</u>、小山町、<u>相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町</u></p>	

備考：改正箇所は下線が引かれた部分である。